

別 紙

佐伯市高校生遠距離通学費補助金の交付申請における定期券の注意事項について

● 定期券の写しを取る際の注意事項

- 定期券の更新時等で公共交通機関窓口（JR、大分バス）にて定期券を返却する前に必ず写しを取ってください。
- 次の表示がはっきりと写っていることを確認してください。

- ① 通学する生徒の氏名
- ② 通学する生徒の年齢
- ③ 区間（乗車場・降車場）
- ④ 運賃
- ⑤ 定期券の発行日
- ⑥ 定期券の有効期間
- ⑦ 通学定期券の表示（例：（学）、通学）
- ⑧ 往復又は片道の表示（※定期バスのICカード定期券には表示されていません。）

● そのほか定期券に係る注意事項

（注意1）定期券の写しが無い場合

定期券の写しが無い場合、補助金の交付を受けられません。写しの取り忘れや紛失には十分注意ください。

※定期券の写しの取り忘れ、写しを紛失した場合・・・

通学定期券の購入を証する領収書の写し（A4）及び上記①～⑧の情報が記載されている「佐伯市高校生遠距離通学費補助金交付に係る理由書」の両方が揃っている場合に限り、補助金の交付を受けることが出来ます。定期券の写しの無い場合は、両方を揃え提出ください。

（注意2）定期券の払い戻しを受けた場合

払い戻しを受けた分は補助対象になりません。提出をしない様、注意ください。

（注意3）定期券の一部払い戻しを受けた場合

払い戻しを受けた分は補助対象なりません。払い戻しを受けた分以外の申請を行いたい場合は、定期券の写し・払い戻しを行ったことが分かる資料（領収書、利用明細等）を提出ください。また、払い戻し額及び払い戻しを行った日付を記載してください。